

紹介手数料	採用内定者の理論年収×35% 但し、上記が1,400,000円(消費税別)を下回る場合、紹介手数料の額は1,400,000円(消費税別)とする。	第2条に定める委嘱事項に基づいて、乙が甲に紹介した人材を甲が採用した場合の紹介手数料は左記のとおりとする。 紹介手数料は1円単位で計算し、小数点以下は切り捨てて算出するものとする。 なお、紹介手数料に対する消費税は別途加算するものとする。 理論年収とは、被採用者の月次給与の12箇月分及び初年度の支給見込額による賞与の他、諸手当(家族手当、住宅手当、役職手当、みなし残業手当等の毎月定額で支給されるもの。なお、通勤手当及び時間外・休日・深夜労働手当等の変動する割増賃金は除く)を合計した金額とする。賞与の算出にあつては、入社時期に関わらず、支給対象期間を満たすものとして算出する。 なお、被採用者の給与が年俸制の場合は、入社初年度1年間の年俸額を理論年収とする。
支払い規定	入社月の翌月末日まで	お支払いにつきましては以下の点にご了承ください。 ・紹介手数料については、採用内定者の入社後、入社日付でご請求いたします。 ・採用者の内定時に採用確認書を電子メールにて申し受けます。
紹介手数料の返金	入社から1ヶ月以内…80% 入社から3ヶ月以内…50%	被採用者が、入社後3ヶ月以内に本人の責による解雇または自己都合により甲を退職した場合、乙は左記の表に従い、受領した紹介手数料を甲に返還するものとする。なお、返還する紹介手数料に対する消費税は別途加算するものとする。 なお、被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合(名目上は自己都合であるが本人の責に帰さない事由で退職した場合や、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない)は、上記の手数料返還は適用されない。

